

船橋市教育委員会会議 8 月定例会会議録

1. 日 時 平成 20 年 8 月 27 日 (水)
開 会 午後 2 時 00 分
閉 会 午後 4 時 05 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 中 原 美 惠 |
| 委員長職務代理者 | 篠 田 好 造 |
| 委 員 | 村 瀬 光 一 |
| 委 員 | 山 本 雅 章 |
| 教 育 長 | 石 毛 成 昌 |
4. 出席職員
- | | |
|----------------|-----------|
| 教育次長 | 村 瀬 光 生 |
| 管理部長 | 松 本 清 |
| 学校教育部長 | 松 本 文 化 |
| 生涯学習部長 | 中 台 雅 幸 |
| 学校教育部参事兼学務課長 | 阿 部 裕 |
| 生涯学習部参事兼社会教育課長 | 山 田 清 |
| 生涯学習部参事兼中央公民館長 | 須 藤 元 夫 |
| 総務課長 | 高 橋 忠 彦 |
| 財務課長 | 武 藤 三 恵 子 |
| 施設課長 | 千々和 祐 司 |
| 指導課長 | 加 藤 廣 行 |
| 保健体育課長 | 清 水 龍 夫 |
| 文化課長 | 狩 野 桂 一 郎 |
| 青少年課長 | 大 野 栄 一 |
| 生涯スポーツ課長 | 石 井 誠 |
| 郷土資料館長 | 神 保 君 雄 |
| 飛ノ台史跡公園博物館長 | 江 口 勇 一 |
| 船橋特別支援学校長 | 山 田 正 紀 |

5. 議 題

第 1 前回会議録の承認

第 2 議決事項

- 議案第 29 号 船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定委員会への諮問について
- 議案第 30 号 船橋市立塚田小学校用地の引継ぎについて
- 議案第 31 号 船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 32 号 平成 20 年度船橋市一般会計補正予算 (歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分) について
- 議案第 33 号 平成 20 年度船橋市教育功労表彰について

第3 報告事項

- (1) 通学区域の一部選択地域設定について
- (2) 通学指定校変更の取扱いに関する基準の改正について
- (3) 平成20年度全国高等学校総合体育大会の実施報告について
- (4) 平成20年度 市・県・関東中学校体育大会の実施報告について
- (5) 平成20年度船橋市民カレッジについて
- (6) 平成20年度青少年事業の実施報告について
- (7) 学校プール開放事業の実施報告について
- (8) 「スポーツゲームズ in ふなばし」の開催について
- (9) その他

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから教育委員会会議8月定例会を開催いたします。

まず、会議録の承認についてお諮りしたいと思います。

7月17日に開催いたしました教育委員会会議7月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますけれども、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認をいたします。

それでは、議事に入ります。

本日、学務課から人事等に関する件について報告される旨の連絡がございました。報告事項(9)「その他」により報告をいただきます。

また、議案第32号は、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第4号の「市長又は議会に対する意見の申出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項」に該当し、議案第33号及び報告事項(9)については同規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当いたしますので、非公開とするものとし、議案第33号については関係職員以外退席願いますことから、議事日程の順序を変更することとし、当該議案を報告事項(9)の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。では、当該議案等を非公開とし、議案第 3 3 号を報告事項(9)の後に繰り下げることにいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 2 9 号について、総務課、説明願います。

【総務課長】

それでは、お手元の資料で 1 ページをご覧ください。

議案第 2 9 号「船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定委員会への諮問について」、ご説明申し上げます。

船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定のために、船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定委員会に対し、教育ビジョン並びに教育振興基本計画のあり方や本市の教育課題について諮問する必要がありますことから、船橋市教育委員会組織規則第 3 条第 1 号の規定「教育行政の運営に関する基本方針を定めること」に基づき、お諮りするものです。

諮問文、3 ページをご覧ください。

諮問する内容は、大きく分けて 2 つございます。1 つ目は、「教育ビジョン並びに教育振興基本計画のあり方について」、次に、「本市の教育課題に関する検討」を掲げております。

策定いたしました背景、理由でございますが、本市では平成 1 6 年 4 月に「『生きる力』を育む教育の推進と個性豊かな『学び』の創造」をふなばしの教育の指針と掲げ、3 つの基本目標を設定して、教育施策を体系化した教育ビジョン「ふなばしの教育」を策定し、その実現に向けて施策を推進してまいりましたところでございます。

その後、平成 1 8 年 1 2 月、制定から約 6 0 年ぶりに教育基本法が改正され、新しい教育の理念が明示されました。新しい教育基本法では、第 1 7 条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画を定めることが新たに規定され、さらに同条第 2 項において、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ教育振興基本計画を定めるように努めるよう、新たに努力規定として制定されたものでございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第 2 7 条では、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価し、報告書を作成し、議会に提出及び公表することが義務づけられたところでもあります。

なお、本県においては、平成 1 9 年 7 月に、本県の 5 年から 1 0 年先を見据えた教育の中長期的な教育ビジョンである「千葉県の教育の戦略的なビジョン」が策定されたところでもあります。こうしたことから、この教育にかかわる未来像や方向性を策定する機運が高まっているところでございます。したがって、これらを参考にしながら、中核市として独自性のある教育の施策の展開と、その基本となります計画の作成が求められつつあります。

本市の教育ビジョンの策定並びに教育振興基本計画の策定に当たっては、現在の教育施策「ふなばしの教育」が策定から4年経過していることから、現在の教育施策の実施状況を振り返るとともに、今後の諸課題について検討を加え、その結果を教育ビジョン並びに教育振興基本計画に反映させて策定する必要が求められております。

そこで、船橋市教育振興ビジョンを策定するため、有識者や市民で構成する「船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定委員会」を組織し、教育ビジョン及び教育振興基本計画の検討などを行いたいと考えております。

なお、策定委員につきましては、現在、PTAの関係者が4人、青少年健全育成関係者が2人、社会教育関係者が1人、学校教育関係者が4人、学識経験者が3人、市民公募委員4人、市の職員が2人の合計20人で構成する予定でございます。この委員会へ諮問し、おおむね1年間にわたってご審議いただき、答申を受けて教育振興ビジョンの策定を行ってまいりたいと考えております。

6ページから諮問理由について記述しております。(1)「教育ビジョン並びに教育振興基本計画のあり方について」で、本市の教育施策の現状、我が国の教育の現状と課題について述べてございます。(2)「本市の現状と教育課題についての検討」、ここでは、本市の主な教育課題について述べてございます。大きな項目だけを拾いますと、

としまして、「市全体で教育の向上に取り組む体制の構築について」、としまして、「個性を尊重し、学力や社会性を向上させる方策の検討」、としまして、「市民の教育ニーズに応えた学校制度等の検討」、としまして、「児童生徒の増加対策としての学校選択制や学区弾力化のあり方について」、としまして、「質の高い、安全・安心な教育環境の整備・推進について」、としまして、「生涯学習の課題について」、としまして、「教育委員会の改善・充実」について。これらの課題等を中心に審議していただいた上で答申を受け、その後、教育振興ビジョン及び教育振興基本計画を策定していくことと考えております。

なお、本日ご審議をいただくわけですが、策定委員会の審議の経過等については、教育委員会会議の場で随時報告をさせていただければと思っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいまご説明がありましたが、この件に関してご意見、ご質問等お願いいたします。

資料6ページのところ、本市が2020年までの長期ビジョンとなる基本構想と2011年までの基本計画から成る船橋市の総合計画を市で策定をしているということですが、これらと今回策定する教育振興基本計画の位置づけというか関係というのは、どのように理解すればよろしいですか。

【総務課長】

実は、基本構想、基本計画につきましては、今から3年後の、2012年に改定する予定でございます。しかしながら、教育に関するビジョンの策定等につきましては、先

ほど申しましたように一定の機運が盛り上がっているところがございますので、その方向性に従いまして改正をしていきたいと思えます。

なお、この総合計画等が出てきた時点で再度見直しをかけていきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

総合計画は2012年に新たに出てくる予定ということですね。

【総務課長】

新たに改定する予定となっております。

【委員長】

それとは独立して教育委員会として、教育振興基本計画を持つということでもいいですか。

【総務課長】

そのようなつもりであります。しかしながら、策定の方向性が見えたところで、随時修正できるものは修正し、また結果が出たところで修正をしていきたいと考えているところでございます。

【委員長】

今回出された諮問の骨子ですけれども、その内容はこの総合計画と関連づけられているものなのでしょうか。

【総務課長】

船橋市の総合計画の策定に当たりましては、平成20年度で全体の実績を分析する、平成21年度でその方向性を検討する、平成22年度で具体的なものを出していくということになるかと思えます。

したがって、委員長おっしゃるように、教育委員会としてはこの方向性で進みたいということで、総合計画にも反映させていきたいと考えております。

【委員長】

ある程度関連させながら教育基本法、学校教育法等の関連法規が改正されているので、そこをベースに組み込みながら教育基本計画を立てたいということですね。

【総務課長】

はい、そのとおりでございます。

【委員】

時代の進捗が速く、またグローバル化が進む中で、教育基本法の改定などに伴って、いろいろな部分でこうして新しく見直すということは、非常に必要なことであろうと思います。過去に船橋市立学校等将来計画検討協議会であるとか、それに基づいて「ふなばしの教育」が作成されたりとか、それから生涯学習においては「ふなばし一番星プラン」として実践してこられたと思うんですけども、世の中の進捗状況をよく見きわめながら新しいものに取り組んでいただきたいと思います。

【総務課長】

ただいまの委員のご意見でございますが、実は先ほど申し上げましたとおり、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第27条の中に、「教育委員会の権限に属する事務の管理、執行について」ということで、点検評価を今現在進めております。この評価を踏まえた中で検討をさせていただければと考えております。以上でございます。

【委員】

10ページの「市民の教育ニーズにこたえた学校制度等の検討」の中の小中一貫校の導入なんですけど、小中一貫校を目指しているメリットについてはどのようにお考えですか。

【教育次長】

今、市内では小中一貫教育と小中連携教育の両方の研究をしております。カリキュラム上の研究とか、それから学校行事等の連携あるいは生徒児童の連携など、中学校区の5つの学校でさまざまな側面から研究を進めています。

「小中一貫」とあえてここに記載しておりますが、連携を含むというように意識しております。国はいわゆる学制そのものについては変えないとしているわけですが、市町村レベルにおいての可能なアレンジというんでしょうか、一貫した教育の取り組みがいろんな形で求められています。特に生徒指導においては、発達段階が非常に変わってきており、子供たちの発達が早くなっているのでも、小学校4年生までを1つの区切りとし、小学校5年生から中学校1年生までを1つ区切って考えるという「4・3・2」だとか、さまざまな議論があります。

また、高学年については教科担任制のほうがいいのではないかという議論がございます。担任が授業する利点もありますが、教科担任が指導することで、より専門性を深めるなどの利点があるのではないかという議論がございますので、さまざまな側面から研究して、この答申の中に方向性を示せばということで記載しております。

【委員長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

9ページの「市全体で教育の向上に取り組む体制の構築について」のところで、「地域コミュニティの核としての学校の在り方について」ということでありますが、やはり学校を取り巻く周囲の地域の環境ということも、子供たちの教育にとって非常に大事だと思います。我々が小学生のころは、何か悪いことしていると近所の大人から怒られたりしたわけですが、今はそういう時代ではないですね。ですから、ここに書いてあるように、もちろん家庭における教育が一番だと思いますけれども、学校の登下校の時間も教育にとって非常に重要だと思いますので、例えば看板の在り方など、学校を取り巻く地域の環境についても、学校が核になって考えていかなければならないと思います。

それからあともう一つ、13ページの「教育委員会の改善・充実」のところに、「教育委員会の在り方についても総合的に検討する必要があります」と書かれていますが、これはどのようにお考えなのかご説明願いたいと思います。

【教育次長】

まず1点目、9ページの「地域コミュニティの核としての学校の在り方」と記載いたしましたが、委員ご指摘のとおり、いわゆる「学校を核とした地域コミュニティの再生」というんでしょうか、今ないわけではないという議論もありますので、あえて申し上げれば「新しい形の地域コミュニティをつくる」というようなことを意識して、検討させていただければと考えております。特に生涯学習とのかかわり等については、この項のところで議論いただけるのかなと思っております。やはり地域がよくなることで教育の質が高まりますので、県は「教育を核とした地域コミュニティづくり」ということですが、そういう観点から、本市ではコミュニティとしての機能について協力をいただけるのは、「学校」であろうという思いで、あえて「学校」という具体的な施設名で表したところでございます。

それから、2点目の「教育委員会の改善・充実」ですが、現在、国の中央教育審議会等で議論されておりますように、教育委員会の活性化を図るべきだというご指摘がありますので、そうしたことを総合的に議論する項立てをさせていただいたということでございます。

この項につきましては、委員の皆様積極的にいかかわっていただき、ご意見を賜りながら検討していきたいと思っております。ひとつよろしく願いいたします。

【教育長】

もちろん「学校を核とした」ということで、今、村瀬次長が説明したとおりですが、私が教育委員会に教育次長として赴任したときに、「ふなばし一番星プラン」というものを見せていただいたんですね。今で言えば手前みそですけども、学校をみんなで応援しようということを施策の大きな柱の一つにしている点が、当時、そういう発想は余りなかったこともあって、非常にすばらしいと思いました。13ページに記載しており

ますが、そうしたことを踏襲しながらやっていくわけです。学校が核になる、また逆に地域や家庭が、学校あるいは学校に通っている児童生徒に様々な面がかかり合っているような地域社会にしていくためにはどうしたらいいのか。もちろん、ふなばし一番星プランで進捗はしているわけですが、最近は盛んにボランティアを活用しています。本市で言えば、学生を活用したり、あるいは地域の人たちにスクールガードとしてご協力いただいております。このようなことをさらに充実発展させていくにはどうすればよいかというようなことを含めて、議論していただければと思っているところでございます。

【委員】

私もこの諮問内容を全体的に見せていただいたときに、「学校」とか「学校教育」という文字が強調されているような印象を受けました。それで今教育長からご説明がありましたけれども、実は、船橋市では学校教育は地域で支えていくし、子供たちも地域の中で育てていく、その中核として学校の在り方が問われているということを早い時期から言ってきたということが重要で、それが抜けてしまうと、やはり教育は学校かというような印象がどうしても残ってしまうような気がしております。教育基本法も生涯学習や家庭教育や幼児期からの教育ということで、学校が担うところだけではなく、学校の教育を支えていくもっと大きな教育の仕組みづくりを市として取り組んでいく必要があるということとつながっていると思います。そのあたりのところ、具体的にここで挙げられている「ア」、「イ」という小項目の表現のところ、何か少しつけ加えられるといいのかなという気もいたします。それから13ページに「家庭教育の充実」と「生涯学習の成果を生かした学校教育支援の在り方」とあり、多分このあたりに今の姿勢が出ていると思いますが、家庭教育も基本的には積極的に支援しながら、やはり養育する家庭自体を市がしっかりと教育の核としてサポートしてやっていきたいと思います。それが課題としてあると思いますので、その辺も委員の方々にきちっと伝えて諮問していきたいと思います。ほんの少しのところだと思いますが、その辺の表現を検討し、工夫する必要があるかなというのが意見です。

【委員】

いろんな議題というか検討課題を「ア」とか「イ」の項目で表していますけれども、多分策定委員になられた方には、これにこだわらず、いろんな意見を出してもらおうという解釈でよろしいですか。

【総務課長】

今委員長がおっしゃるところ、また委員がおっしゃったことを策定委員会に対して伝えていきますし、その中に分科会等を設け、そこで再度その意見も伝え、また先ほど申し上げましたように、その経過報告をし、随時キャッチボールをしながら進めさせていただければと思っております。

【教育長】

今の委員長のご意見のとおりなんです。実は、これはもっと簡単だったんですね。私のところに案が提出されたときに、今おっしゃったようなことを生涯学習部とも詰めて、このようになったわけです。

【総務課長】

実は、総合計画を策定すると同時に、市全体を巻き込みながらこの「ふなばし一番星プラン」を策定した経緯がございます。これが総合計画と同じような策定のタイミングになっており、ここでそのタイミングと一緒に改正するということが、メンバー的にも少し難しいところがございます。しかしながら、先ほど教育長が申し上げましたとおり、学校をみんなで支援しようとか学校と連携を図ろうという、この方向性は現在改正教育基本法が出されている方向性と全く同じでございますので、その方向性を受けながら進めさせていただければと思っております。

したがって、家庭教育につきましても、予定しております策定委員会や分科会で提案しましてお諮りし、またご意見をいただきたいと考えております。

【委員】

課題も見つけていただきながら、新しい方向性を計画として盛り込んでいただくということで、お願いいたします。

【教育次長】

実は、明後日にこの会議をする予定でございますので、ご指摘のとおり部分ではありますが、このままでお願いできればと思います。この内容が全体的な本市の課題の中で生涯学習的な課題を網羅しているように思っております。の「市全体で教育の向上に取り組む体制の構築について」というところでは、先ほど委員からご指摘のように、地域コミュニティの核としての学校づくり、そのあたりはまさに生涯学習との関連において融合を図っていくところです。学社連携とか融合と言われて久しいわけですが、具体的なところになるとなかなかうまくいきません。そういうことをご検討いただきたいという旨は伝えさせていただいているのかと思っております。その中でいわゆる学校、家庭教育支援等の側面も当然かかわってくるのではないかという思いでおります。

それから、の「個性を尊重し、学力や社会性を向上させる方策の検討」というところもそうですし、「市民の教育ニーズにこたえた学校制度等の検討」、その中で学校の在り方についても具体的にご指摘いただいてもいいのかなと思っております。それと先ほど委員からございましたように、あくまでも我々の問題提起としてはこれですが、各策定委員会の方々からは、これ以外のところでもご議論があれば、お願いしたいと思っておりますので、その中で補足的に口頭説明させていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

【委員長】

それでは、ただいま教育次長から提案がありました。諮問文の案につきましては、短い文言の中でいかに伝えるかという難しさが今議論されたところだと思います。案については今から採決させていただくということで、実際に委員の皆様にお伝えする口頭説明のときにはしっかりと趣旨が伝わるような形でお願いするということによろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【委員長】

それでは、議案第29号「船橋市教育振興ビジョン及び船橋市教育振興基本計画策定委員会への諮問について」を採決したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。では、議案第29号については原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第30号について、施設課、説明願います。

【施設課長】

議案第30号「船橋市立塚田小学校用地の引継ぎについて」、ご説明申し上げます。資料は15ページでございます。

平成20年2月の教育委員会会議でご審議いただきました船橋市立塚田小学校用地取得にかかる一般会計予算は、平成20年3月の第1回市議会定例会において可決されました。これを受けまして、船橋市前貝塚町610番17並びに船橋市行田町329番4の2筆、合計2,143.38平米について、平成20年7月23日付で売買契約、所有権移転及び土地の取引を完了いたしました。これに伴い、この土地を市長から教育財産として引き継ぐものでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいまご説明ありましたけれども、この件に関してご質問等ございますでしょうか。

【委員】

学校の用地が大きくなるということはすごくいいことですが、先ほどの振興ビジョンと同じで、せっかくいいものをつくっても活用しなければ何にもならないので、宝の持ち腐れにならないようお願いいたします。これは、お金が絡んでくる問題でしょうから、なかなか難しいかもわかりませんが、せっかく用地を買収してもそのまま宝の持ち腐れで何もしないというのいかがかと思えますし、地域とか学校とかの要望をよく聞きして、宝の持ち腐れにならないように努力していただければと思います。

【施設課長】

この用地取得につきましては終わりましたが、整地を今年度中に行う予定でございます。あらあらでございますが、整地して学校の校庭としてしばらく活用しようかと考えております。その後は、児童の増加等の状況を見ながら活用方法を検討してまいりたいと思っております。

【委員】

私は塚田小学校の近辺に住んでおりまして、立地はよく知っていますけれども、あそここの校庭は非常に不便で、多分校庭にはならないであろうと思います。本当に塀でもきれいに建てて、整地してという形になればいいでしょうけれども、幾らか段差があるのと裏が少し危険な地域で、事故も起きやすい環境ですから、おそらくあのままの状態で校庭にはなり得ないだろうと思いますね。

【施設課長】

校庭の道路部分につきましては、裏側の狭い道路部分と接続しており、その部分につきましては、道路部分として提供する予定になっております。さらにその提供部分と敷地のところにフェンスなどを張りまして、安全を確保していこうと考えております。

【委員】

よろしく願います。

【委員長】

では本格活用についてはまだこれから時間をかけて検討していただくということですね。貴重な教育財産が引き継がれたということですね。

他にはよろしいですか。

【各委員】

はい。

【委員長】

では、議案第30号「船橋市立塚田小学校用地の引継ぎについて」を採決したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第30号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第31号について、飛ノ台史跡公園博物館、説明をお願いします。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

それでは、議案第31号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明申し上げます。

資料は17ページ及び18ページでございます。18ページの新旧対照表に沿ってご説明したいと思います。

本年、第169回国会において、社会教育法等の一部を改正する法律が成立し、平成20年6月11日、平成20年法律第59号として公布され、同日より施行されました。この中で、博物館法も一部改正されました。博物館協議会の委員の任命の範囲について規定している博物館法第21条が改正され、新たに「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が加えられました。このため、博物館協議会の委員について規定をしております船橋市博物館条例施行規則の第8条を改正するものでございます。

18ページの新旧対照表の旧の方で、「(1)～(2)(略)」となっておりますが、第1号は学校教育関係者、第2号は社会教育関係者、第3号は学識経験者となっております。これに「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるものでございます。加えるに当たりまして、第3号の学識経験を第4号として、新たに第3号として「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるものでございます。

以上でございます。

【委員長】

これについてご質問等ございますでしょうか。

【委員】

「家庭教育の向上に資する活動を行う者」というのは、具体的にはどのような方が加わる予定なんですか。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

保護者からの子育てに関する相談に対応している方や、子育てに関する情報提供に携わっている方が該当するものと想定しております。

【委員】

家庭教育の当事者ではダメなんですか。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

当事者でも構わないと理解しております。

【委員】

非常に幅広い気がしますね。だれでもいいように受け取れますが。

【委員】

今までは「学校教育」、「社会教育」と限られていたところに「家庭教育」という領域からも活用が可能だという意味ですか。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

はい、そのとおりです。「運営に関して広く意見をいただいて運営していきなさい」という趣旨であろうと考えております。

【委員】

委員を選ぶ際は公募するのでしょうか。指名制度とか依頼など、いろいろ方法がありますが、どういう形で選ぼうとなさっているんですか。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

現在、委員が6名で選出区分が明示されておりますので、公募はしなくてもよく、公募の考えは今のところございません。

【委員】

家庭教育の向上に資する活動を行っている団体なり機関なりから推薦いただくのでしょうか。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

しかるべき団体から推薦していただくことになります。なお、第1号から第4号までのすべてから必ず委員を委嘱しなければいけないということではないと考えております。

【委員】

規則を改正する以上は、委員の選出に当たっては改正した内容に則る必要が出てきますよね。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

先ほど申し上げたとおり、委嘱するに当たって、選択の範囲が広がったと理解しておりますので、その中から現在の博物館の状況等を勘案して選出をしていきたいと考えております。

【委員長】

他に何かご意見やご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、議案第31号「船橋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第31号については原案どおり可決いたしました。続きまして、議案第32号について、施設課、ご説明願います。

【施設課長】

議案第32号「平成20年度船橋市一般会計補正予算について」、ご説明申し上げます。

資料は19ページからでございます。

平成20年6月18日施行の地震防災対策特別措置法改正法では、学校設置者である市町村の財政負担の軽減のための国の支援措置が改正され、平成22年度までの時限措置といたしまして、大規模地震の際の倒壊等の危険性が高い小・中学校の建物、いわゆるI s値が0.3未満のものについては、補助率のかさ上げや起債充当率が拡充されることとなりました。このため、本市では、この条件に該当する建物については平成22年度までに耐震工事を着工させることを目標とし、校舎につきましてはすべて耐震診断を終了しております。そして耐震診断を実施していない残りのすべての体育館について耐震診断を進め、診断結果がI s値0.3未満の建物のうち、いまだ耐震設計をしてい

ない建物について耐震設計を実施するに当たり、今回補正予算案を提出するものでございます。

資料2 1ページから補正内容の詳細を示しております。

まず、小学校費でございますが、校舎の耐震補強設計が4校で、このうち6棟を設計し、予算は4,490万円でございます。また、丸山小学校で体育館の設計がございまして、450万円でございます。また、小学校の体育館の耐震診断は37校ございまして、7,130万円となっております。合わせて1億2,070万円でございます。

次のページでございますが、中学校費でございます。

耐震補強設計は、前原中学校、御滝中学校の2校で3棟を設計する予定にしております。予算は2,620万円でございます。体育館の耐震診断は18棟ございまして、4,610万円でございます。合わせて7,230万円となっております。

以上、小・中学校合わせまして、耐震補強設計10棟でございます。耐震診断の実施が55棟ございます。総額で1億9,300万円の補正予算となっております。

小・中学校分については以上でございます。

【特別支援学校長】

続いて特別支援学校から説明をいたします。資料2 3ページをご覧ください。

特別支援学校費、補正額は1,240万円でございます。

補正概要ですけれども、特別支援学校については、校舎等の耐震診断を実施しておりませんでしたので、今回、昭和56年6月1日以前の着工部分について対応いたします。まず、校舎の耐震診断費、6棟で650万円。それから来年度4月、小学部が移転する予定になっております旧高根台第一小学校の体育館の耐震診断費として210万円。そして、本校の体育館でございますが、構造上非常に危険性が高いため耐震診断を行わず、すぐ補強設計に入るといふことで、この費用が380万円。合計で1,240万円でございます。

以上でございます。

【社会教育課長】

資料2 4ページをご覧ください。

社会教育費の中の「公民館費」としまして、460万円を補正予算額として今回計上しております。その中身ですが、中学校体育館の耐震診断の実施にともない、三田中学校に併設されております三田公民館と大穴中学校に併設されております海老が作公民館の耐震診断の実施のために増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

【委員長】

それでは、小学校費、中学校費、特別支援学校費、社会教育費の順でただいまご説明をいただきましたけれども、地震防災対策特別措置法の改正に伴う予算措置ということ

で、関係の職員の方々にいろいろご尽力いただいて、具体的な形で出てまいりました。以前、この件に関しては大分ご議論いただいてご関心もあるものと思いますので、どうぞご意見、ご質問等お願いしたいと思います。

【委員】

この設計と診断をされるということですが、施工はどれくらい後になりますか。

【施設課長】

今回補正予算で計上しておりますのは、まずは耐震診断をすべて終わらせようということで、その上でその建物、体育館になりますが、その安全性を精査して、I s 値を見た上で工事の時期等も考えてまいりたいと考えております。

また、校舎につきましても、I s 値が低い0.3未満のものについて来年度から順次工事をやってまいりたいと考えております。なお、補助対象となるのは平成22年度までとなりますので、それまでにはI s 値0.3未満のものについては完了したいと考えております。

【委員】

今年度補正予算に関しては、とにかく診断は早急に進めたいということですね。

【委員】

この優先順位はどのように設定されてるのでしょうか。I s 値の値ではないですね。

【施設課長】

まず、学校については耐震診断が終わっていますので、そのI s 値順で0.3未満のところを優先して設計していこうと思います。

それと体育館については、以前に簡易診断をやっており、それが1ランクから5ランクまで、その順番であるわけですが、今回、すべての体育館について診断を再度確認するというところでございます。

【委員長】

診断で出た数字で進められていくということですね。

いろいろご検討いただいたの案ということで説明がありましたけれども、他に質問などいかがですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第32号「平成20年度船橋市一般会計補正予算（歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分）について」を採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第32号については原案どおり可決いたしました。

【委員長】

報告事項に入りたいと思います。

初めに、報告事項（1）「通学区域の一部選択地域設定について」と報告事項（2）「通学指定校変更の取扱いに関する基準の改正について」、続けて学務課、ご報告願います。

【学務課長】

それでは、まず初めに、報告事項（1）「通学区域の一部選択地域設定について」、ご説明いたします。

本件は、葛飾小学校の学区域の一部を選択地域とすることについての報告でございます。

本市では、居住する住所に基づいて児童生徒の通学する学校を指定しておりますが、その地域の特性や学校の事情などによりまして、学区制度の弾力的な運用を行い、複数の学校の中から通学校を選択できる区域、いわゆる選択地域を設定しております。今回は、葛飾小学校の学区域の一部を選択地域とする設定でございます。葛飾小学校区につきましては、宅地開発等によりまして児童数がふえ続けており、保有する教室に不足が生じまして、軽量鉄骨づくりによる教室の増設を進めているところでございますが、今後も児童数の増加が予想されますことから、学区域の一部を選択地域に設定し、隣接する小学校へ児童を分散し、教室不足の軽減を図るものでございます。

具体的な内容といたしましては、お手元の43ページの地図をご覧ください。

葛飾小学校と隣接する小学校の学区域を示したものでございますが、地図上で赤く塗ってありますAの区域につきましては、既に葛飾小学校と西海神小学校の選択地域となっております。次に、青く塗ってありますBの地区ですが、ここを今回、葛飾小学校と西海神小学校の選択地域として新たにつけ加えるものでございます。また、黄色く塗ってありますCの区域につきましても、新たに葛飾小学校と行田西小学校の選択地域に加える部分となります。

なお、小学校の選択地域の設定に伴いまして、中学校との整合性を図るため、Bの区

域を葛飾中学校と海神中学校との選択地域に、Cの区域を葛飾中学校と行田中学校との選択地域としてそれぞれ設定いたします。

この選択地域の設定につきましては、7月15日に開催いたしました学区審議会で報告を行っております。平成20年9月1日の施行を予定しております。

以上、選択地域の設定についてのご報告でございます。

続きまして、報告事項(2)「通学指定校変更の取扱いに関する基準の改正について」、ご説明いたします。

先ほども申しましたように、本市では居住する住所に基づいて児童生徒の通学する学校を指定しておりますが、学区の弾力的な運用といたしまして、47ページ、48ページの表中にございます特別な理由があると認められる場合につきましては、指定校の変更を認めております。

今回、指定校を変更できる理由の中に新たに「過大規模校から隣接する保有普通教室数の余裕がある学校への就学を希望するとき」をつけ加えました。現在、本市では、一部地域、特に西部地域で大型マンション等の開発により児童生徒が急増し、複数の学校で保有する教室に不足が生じている状況となっております。これらの学校に対しては、軽量鉄骨による教室の増設、選択地域の設定、建物指定などの方法により児童生徒の分散を図る対策を講じてまいりましたが、さらなる対応策として、教室不足の学校の中で特に学級数が31学級を超える過大規模校につきましては、隣接する保有教室数に余裕のある学校への指定校変更を認める新たな基準を設け、一層の分散を図ることといたしました。平成21年度の該当校は、葛飾小学校、小栗原小学校、法典小学校の3校でございます。この基準の設定により、多人数の学習環境よりも少人数の学校へ通学させたいとお考えの保護者のニーズにこたえられるものと考えております。

この基準の対象者といたしましては、新入学児童生徒、当該学区に転入・転居する児童生徒、現在当該校に在籍している児童生徒といたしまして、より制度の効果が上がるよう配慮いたしました。

なお、指定校の変更先につきましては、教室数に余裕がある学校で、原則として隣接している学校ということになります。また、従来の基準では小学校の指定校変更は中学校に継続しないものとしておりますが、この変更理由につきましては、希望があれば中学校の変更も認めるということにいたしました。これは、中学校に継続しないことで小学校の変更を躊躇するというところもあると思われるため、中学校の変更についても認めるものでございます。

この件につきましても、7月15日に開催した学区審議会において報告を済ませており、平成20年9月1日施行を予定しております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま学務課からご報告いただきましたが、これも船橋市の教育課題への対応ということいろいろお考えいただいているところですね。この地域のことは何かと話題に

なりますが、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

【委員】

そういう措置で、大体どれぐらいの人が移動するように考えられますか。

【学務課長】

A地区を例に考えていただきたいんですが、A地区、これは現在葛飾小学校区でございますが、選択の地域になっております。ここでは約3割の児童が西海神小学校を選択しております。B地区はどうか、C地区はどうかということは、それは何とも言えないのですけれども、その3割という形で試算をいたしますと、平成21年度につきましては、葛飾小学校に入る子供が20人程度減るのではないかと推計しております。平成25年の段階で比較いたしますと、選択を設定しなかった場合は、葛飾小学校は1,816人。選択を設定した場合で、3割の子が行田西小学校と西海神小学校に動いたと仮定すると、1,675人となり、141人程度の減少を見込んでおります。

【委員長】

ほかにはいかがですか。

【委員】

葛飾小学校には教室はあるんですか。

【学務課長】

本年度、6学級増設をして45学級確保できる予定です。

【委員】

例えば西海神小学校も同じような状況なんですか。

【学務課長】

西海神小学校につきましては、保有普通教室数は22学級。現在、使用しているのは12学級。残教室は10ございます。

【委員長】

他にご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、報告事項(3)「平成20年度全国高等学校総合体育大会の実施報告について」、学務課、報告願います。

【学務課長】

市立船橋高校の「平成20年度全国高等学校総合体育大会の結果について」、ご報告いたします。

資料は49ページと50ページをご覧ください。

今年度の全国総合体育大会には、10部、84名が出場いたしました。

試合結果につきましては、資料の裏面をご覧ください。

サッカー部におきましては、決勝戦が雷雨のため中止になり、両校優勝という形ではございましたが、2年連続6度目の優勝をなし遂げました。

また、陸上部におきましては、女子4×100メートルリレーで全国2位、水泳部におきましては、3年生の平井康翔君が400メートル自由形で優勝するなど、輝かしい成績を収めることができました。

このほかにも多数の選手が上位入賞を果たし、健闘いたしました。ご声援ありがとうございました。

以上でございます。

【委員長】

ただいまご報告いただきましたが、ご意見、ご質問等、いかがでしょうか。

【委員】

ご苦労さまでした。よく頑張ってくださいました。

【委員長】

次のオリンピックで活躍してくれる子供たちがたくさん出てくるといいですね。

それでは、次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項(4)「平成20年度市・県・関東中学校体育大会の実施報告について」は、別に資料がございますのでご覧ください。

では、報告お願いいたします。

【保健体育課長】

平成20年度中学校総合体育大会の結果について報告をいたします。

資料は、別冊子でございます。

まず、船橋市中学校総合体育大会ですが、7月19日の土曜日から24日の木曜日まで、21日の海の日を除く5日間実施いたしました。天候にも恵まれまして、予定どおりの日程で競技が進められました。大きなけがはありませんでしたが、非常に蒸し暑い

中でございましたので、熱中症により病院で手当てを受けた選手が3名おりました。

成績につきましては、1ページから6ページの一覧表に示してあるとおりでございます。

なお暑い中、教育委員長さん初め教育委員の皆様全員に応援賜りましたことを、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

続きまして、第62回千葉県中学校総合体育大会についてご説明いたします。

7月25日の金曜日から8月1日の金曜日の8日間にわたって県大会が行われました。成績については、7ページから13ページに掲げております。

7ページをご覧ください。特筆すべき成績としましては、団体で、野球の部、七林中学校優勝、船橋中学校3位。バレーボール男子、法田中学校3位。バレーボール女子、高根中学校準優勝。バスケットボール女子、葛飾中学校3位。柔道男子、八木が谷中学校3位。柔道女子、高根台中学校優勝。相撲男子、三田中学校3位。

そのほかに、男子陸上、400メートルリレーで旭中学校優勝。水泳男子400メートルリレー、水泳男子400メートルメドレーリレー、この2種目は船橋市の混合チームで参加しまして、2種目とも優勝しております。

個人種目では、陸上、柔道、水泳の3種目で7名が県大会で優勝しております。

続きまして、関東大会についてご説明いたします。

関東大会は、8月6日の水曜日から11日の月曜日の6日間にわたって行われました。109名が本市から関東大会に参加いたしました。

成績につきましては、14ページから16ページをご覧ください。

まず、14ページ、関東大会団体の成績の特筆すべき成績でございますが、野球、七林中学校が優勝いたしました。それから女子の高根台中学校が準優勝でございます。

それから、個人の種目で、15ページ、16ページをご覧ください。

水泳男子50メートル自由形、芝山中学校3年生男子が優勝。水泳男子200メートル個人メドレー、前原中学校2年生男子が2位。柔道女子70キログラム級、高根台中学校3年生女子が2位。陸上女子1500メートル、七林中学校3年生女子が3位でございます。

続きまして、全国大会の成績でございます。

8月18日から25日の8日間にわたり、38名が本市から参加いたしました。本年度は、北信越地方の各県で競技が行われました。

特筆すべき成績としまして、17ページをご覧ください。

団体、野球、七林中学校3位でございます。なお、七林中学校に勝った相手チーム、石川県代表星稜中学校は優勝いたしました。ということで、残念ながら第3位でございます。

続きまして、個人の成績でございます。18ページをご覧ください。

陸上女子1500メートル、七林中学校3年生女子が第2位でございます。柔道女子70キログラム級、高根台中学校3年女子が3位でございます。

以上で報告を終わります。

【委員長】

市の大会から全国大会の結果までご報告いただきましたけれども、大活躍されている様子が伝わってきました。

ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

全国で3位だとか準優勝というすばらしい成績を収められて、本当におめでとうございますと言いたいと思います。また、市の総合体育大会を拝見いたしまして、本当に暑い中、指導者の方々や運営していただいている皆さんに感謝を申し上げたいと思います。無事に特別大きな事故もなく終えられたということをお聞きしています。本当にご苦労さまでございました。

【委員長】

私も市の大会に参りまして、具合が悪くなった子供への対応を見せていただいていると、昨年よりも一層、事務局のシステムが整っていて本当に危機対応、危機管理がしっかり出来ているなと感じました。お疲れさまでした。ありがとうございます。

では、他にはよろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、報告事項(5)に移らせていただきたいと思います。「平成20年度船橋市民カレッジについて」、社会教育課からご報告お願いいたします。

【社会教育課長】

それでは、報告事項(5)「平成20年度船橋市民カレッジについて」、説明をいたします。

お手元のピンク色の資料をご覧ください。

この開催要項にもございますように、市民カレッジは、市民の皆様の多様な学習要求と現代的な課題に即した学習機会を提供するために、昭和54年から毎年実施をしており、今回で30回目となります。企画運営につきましては、市民の皆様から企画委員として参加していただき、市民ボランティアの方と職員が一緒になって実施しているところでございます。

今年度は、統一テーマとしまして「地域の教育力」という全体テーマを設けまして、2コースで実施をいたします。

1つ目の中央コースでは、「夢・家族・そして未来へ」をテーマとして、地域を構成する核である家族・家庭の現在の姿、そして未来について学びます。第1回目は、今年

75歳でエベレスト登頂に成功しましたプロスキーヤーの三浦雄一郎氏をお呼びしての公開講座でございます。会場は市民文化ホールと中央公民館です。

2つ目の二和コースでは、「人がつなぐ地域の力」をテーマとして、生き生きとした暮らしのある地域について、みんなで考えてみます。内容としましては、資料に書いてあるとおりでございますけれども、3回のシリーズで学習を行います。会場は、二和公民館を予定しております。

最後に、申し込み方法ですが、9月1日以降申し込み受け付けを行い、往復はがきで申し込みを受付けいたします。申し込み多数の場合は抽選となります。

以上です。

【委員長】

ただいま、報告ありました件について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

保育の定員が10名とありますけれども、通常これまで開催されてきていて、この枠が妥当なのかどうかというあたりについてはいかがですか。

【社会教育課長】

今回それぞれのコースに10名の定員を設けておりますけれども、ほとんどがこの定員の中でおさまっている状況でございます。

【委員長】

それこそ生涯学習をバックアップしていこうという新しい方向性に合致した事業なので、よろしくをお願いします。

何かご質問などございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項(6)「平成20年度青少年事業の実施報告について」、青少年課から報告願います。

【青少年課長】

報告事項(6)につきまして、一部訂正と追加事項がございましたので、差し替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、夏の青少年事業3件についての実施報告をさせていただきます。

まず、1点目の青少年キャンプ事業でございますが、これは青少年相談員連絡協議会主催により、8月1日の金曜日から8月3日の日曜日まで、2泊3日の日程で、群馬県

の野反湖キャンプ場で男子47名、女子44名、合計91名の子供たちが参加し、実施しました。お蔭さまで天候にも恵まれ、事故もなく無事終了いたしました。

なお、この青少年キャンプ事業の様子につきましては、指導者が撮影をしましたビデオがケーブルテレビのシティニュースで投稿ビデオとして放映をしていただきました。8月13日、14日、16日、17日の4日間にわたり、それぞれの時間帯で放映されました。

次に、2点目の船橋市と北海道津別町との青少年交流事業でございますが、8月2日の土曜日から8月6日の水曜日までの4泊5日の日程で、少年少女団体連絡協議会主催により、前半の2泊は船橋市内のホームステイ、後半の2泊は一宮少年自然の家で交流を行いました。今年は交流20周年でございますので、この交流を記念いたしまして、一宮少年自然の家におきまして、船橋市の木サザンカと津別町の木エゾマツを子供たちが記念植樹をいたしました。一宮少年自然の家での各種交流プログラムをはじめ、鴨川シーワールドや東京ディズニーランドの見学等、全員事故等なく、また天候にも恵まれ、無事交流事業を終了することができました。

こちらの一宮少年自然の家での交流の様子につきましても、ケーブルテレビに依頼して取材をしていただき、シティニュースで放映されました。8月16日の土曜日から22日の金曜日まで、毎日、昼の12時30分と夜6時30分の2回、放映していただきました。

最後、3点目の青少年海外視察派遣事業でございますが、7月27日の日曜日から8月13日の水曜日までの18日間の日程で市内の高校生4名、内訳といたしまして、イギリスに2名、カナダに2名派遣をいたしました。4人とも無事元気に帰ってまいりました。

イギリス、カナダでのホームステイの様子あるいは語学学校でのほかの外国の留学生との交流の内容、また学校での授業の内容などにつきましては、来月9月20日の土曜日に報告会を開きまして、4人それぞれが体験発表をする予定になっております。

青少年課からは以上でございます。

【委員長】

ただいま報告いただきました事項に関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

津別町との交流事業が始まったというきっかけは何ですか。

【青少年課長】

始まったきっかけは、昭和58年に船橋ポートライオンズクラブのメンバーの中に北海道津別町出身の方がいらっしゃいまして、その方の提案で北海道津別町に花嫁募集をされたのがきっかけで交流が始まりました。

行政レベルでの津別町との交流は平成元年から始まりまして、今年で20年ということでございます。

以上です。

【委員】

花嫁募集、向こうにお嫁さんに行くわけですね。わかりました。

【委員長】

船橋に来ていただくわけではないんですね。

よろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、続きまして、報告事項(7)「学校プール開放事業の実施報告について」及び報告事項(8)「『スポーツゲームズ in 船橋』の開催について」、生涯スポーツ課、ご報告願います。

【生涯スポーツ課長】

まず、報告事項(7)、本日お配りしました資料をご覧ください。

平成20年度小学校及び特別支援学校プール開放事業でございますが、8月16日をもちまして大きな事故もなくすべて終了いたしましたので、ご報告をさせていただきます。18日間の開放で、延べ4万1,919人の利用でございました。

続きまして、報告事項(8)でございますが、教育委員会会議5月の定例会でご紹介いたしましたMIPスポーツプロジェクトについてでございます。

今週30日土曜日に実施されることになりました。チャレンジスポーツラリーとして、サッカー競技では講師に瀬田竜彦さん、陸上競技においては鈴木秀司さん、バレーボールにおきましては佐々木太一さん、この3氏をお呼びして、トップアスリートの指導のもと、小学生90名がそれぞれの競技を体験することとなります。

また、栄養学セミナーということで花谷遊雲子様をお迎えして、子供のスポーツ栄養学セミナーを同時に実施することとなります。

8月30日午前中に運動公園で実施いたします。

以上でございます。

【委員長】

プール開放で多くの方がいらしていただいたというご報告と、今週末8月30日に開催される『スポーツゲームズ in 船橋』についての報告でした。

本日、いろいろなスポーツの競技の成績をご報告いただきましたが、文部科学省もスポーツ振興と競技力向上に力を入れていこうとしているので、こうした取組みを継続しながら、これからも一層、船橋でトップアスリートがよく育つような施策を実施できればと思います。

何か、ご意見等ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、先ほど冒頭に非公開と決しました議案に入りたいと思います。関係職員以外の方には、ここでご退席願うこととなりますが、本件審議終了後、改めて皆様にお集まりいただかないで本会議を閉会いたしたいと思いますので、ご退席になられる前に、何かここで報告したいというような事項がございましたらお願いしたいと思います。

ご出席の方々、他に何かご報告はございませんか。

【各出席職員】

なし。

【委員長】

委員の皆様はいかがですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第33号及び報告事項(9)「その他」の審議に入りたいと思いますので、関係職員以外の方はご退席を願います。お疲れさまでした。

(関係職員以外退席)

【委員長】

先に議案第33号の平成20年度船橋市教育功労表彰について審議をしたいと思いません。

議案第33号「平成20年度船橋市教育功労表彰について」は、総務課長から説明後、審議に入り全員異議なく原案通り可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項（９）についてご報告いただきますので、指導課長は退席願います。

（指導課長退席）

【委員長】

それでは、学務課、報告お願いいたします。

報告事項（９）「その他」について、学務課長から報告された。

【委員長】

それでは、ご報告いただく件はこれで終了いたしました。

本日予定していた議案等は審議すべて終了いたしましたけれども、他に何か報告などございますか。

【教育次長】

先ほどの議案第２９号の生涯学習のところ、諮問文の案をこのままでお願いして、委員長にご配慮いただいたわけですが、少し説明不足なところがありましたので、きちんと説明させていただければと思います。実は準備委員会を３回ほど開き、その中にお諮りしながらこの諮問文をつくってきたという経緯がありまして、明後日にはもう策定委員会が始まる予定で、大幅に変えるとなると再度ご理解いただかないといけないということがございますので、原案でお願いしたいと考えました。

それから、実はこの諮問自体は、最初の２ページ部分の理由だけを教育委員会としてオーソライズしていただくのかなと思っております。なお、その後にタイトルが「諮問理由説明」と書いてあるので、それも了解をいただけることが望ましいわけです。しかし、文部科学省の中央審議会における文部科学大臣の説明や意思形成は、なかなか理解を得られないような価値観にかかわる内容もございますので、ご配慮いただきたいと思ったところでございます。

それと、議案書１３ページの の項目の１行目に、「生涯学習の課題については前述の各課題と連動して検討されることとなります」と記載させていただいております。家庭教育の充実がやはり一番大きな課題であると思っておりますが、その支援と学校支援の視点は議論していこうと思います。その説明資料が事務方としての統一見解的な意味合いの性格を有しているということをご理解いただければと思っております。

また、これはお願いですが、明後日から検討委員会がまた始まります。そしてその後に専門部会を４つほど設置しようかと考えております。その中でも学校支援と生涯学習の推進について、一つの部会を形成しますので、この部会あるいは本会議も含めて、お時間のあるときにオブザーバー参加していただければと思っております。

それと、先ほどの教育委員会の改善につきましては、まさにこの教育委員会会議の場でご議論いただくのがよいかもしれませんが、別途、この定例会の前後などで意見交換の機会を設けていただくのがよいと思います。この会の前後など何かいい機会に、一度ご意見いただくとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員長】

今ご提案いただいたことは事務方で調整していただいて、お声かけしていただいて、オブザーバー参加の件についても適当な時期に加えていただいて、ご意見をお伺いできればと思います。よろしいですか。

ほかに何かございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、これで教育委員会会議 8 月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。